

住宅用火災警報器

～6月1日義務化!!～

6月1日から「住宅用火災警報器」設置義務化です。
 皆さんのご家庭には「住宅用火災警報器」が設置してありますか？
 4月調査では完全設置済みが57.4%でした。
 未設置のご家庭はすぐに設置してください。



寝室



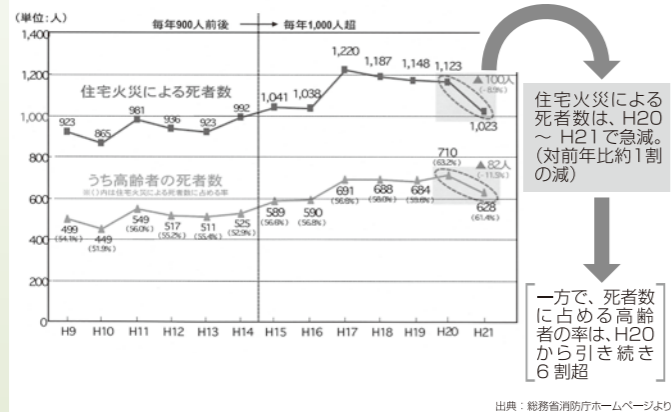
階段室

火事です！
火事です！
ピーピーピー！

住宅用火災警報器は**寝室**と2階に寝室がある場合にのみ**階段室**に設置します。

総務省消防庁のデータに見られる設置効果

住宅火災による死者数の推移(平成9・21年(全国):放火自殺者等を除く)



住宅用火災警報器は、火事の煙以外でも、湯気やほこり等を感じたり、バッテリー異常により鳴動することがあります。よくある問い合わせ内容と対応方法についてお知らせします。

◎問い合わせ内容

- Q 火災が発生していないのに鳴動する。
- Q 購入したばかりなのに電池切れアラームが鳴動する。
- Q 警報停止をしても再鳴動し、警報音が鳴りやまない。

◎対応方法

- A 誤作動の原因になるようなもの(調理の煙、水蒸気、ほこり、結露等)がないかを確認してください。
- A 電池コネクタはきちんと接続されているかを確認してください。
- A 上記事項確認後、誤作動が続くようであれば、メーカー、あるいは購入された店舗等に問い合わせてください。
 ※完全に動作を停止させるためには電池を取り外す必要があります。

ご心配・ご不安な場合は消防署にご連絡ください。

東日本大震災発生!!

～災害に備えよう～

3月11日14時46分、宮城県沖を震源とするマグニチュード9.0の巨大地震(東日本大震災)が発生しました。被災された方々に対しまして、心からお見舞い申し上げます。
 雲南消防本部からは、3月12日から20日までの延べ9日間、2隊14名の職員を島根県緊急消防援助隊員として被災地に派遣しました。



宮城県仙台市若林区名取川河口付近で捜索活動を行う雲南消防本部の職員

今回の震災報道等をご覧になり、改めて自然災害の恐ろしさを痛感されたと思います。いつ、どこで、どれくらいの規模の災害が発生するのかは予測不能です。この機会に、地震等の災害に対する備えをしておきましょう。

◎地震が起きたら・・・

- テーブル等の下で身を守る。余裕がなければ、座布団などで頭を保護する。
- 料理中は、可能ならすぐに火を消す。
- おさまったらすぐにドアを開けて逃げ道を確認する。



◎家族で防災会議を開こう

実際に地震が発生したときを想定して、災害から身を守る方法を話し合っておきましょう。非常持出品や防災用具の点検も定期的に行うことが大切です。

防災会議のテーマ

家族一人ひとりの役割分担を決める 	危険箇所をチェックする 	非常持出品をチェックする 	防災用具をチェックする 	連絡方法を確認する 	避難経路を確認する
----------------------	-----------------	------------------	-----------------	---------------	---------------

◎非常持出品等の準備

非常持出品は家族構成を考えて必要な分だけを用意し、避難時にすぐに取り出せるようにしておきましょう。災害発生時に持ち出す非常持出品と、復旧までの数日間を支える非常備蓄品を分けて用意しましょう。

最低限そろえておきたいもの(非常持出品)

避難をする際に持っていくものなので、最低限の品をかさばらないようにコンパクトにまとめましょう。

- 懐中電灯
- 携帯ラジオ
- 貴重品
- 救急医薬品
- 非常食・水
- その他(ヘルメット、上着など)



災害後に備えるために(非常備蓄品)

大災害が発生した場合、水道やガスが使えなくなったり、道路の破損により防災機関による救援活動がすぐにできない可能性があります。少なくとも、災害後3日間は生活できるよう準備をしておきましょう。

- 水(飲料水は大人1人あたり1日3ℓ)
- 食品(缶詰やレトルト食品など)
- 燃料(卓上コンロや固形燃料など)
- その他(毛布、寝袋、洗面用具など)

